

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人 南紀のぞみ会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月 1日～ 令和11年11月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を25%以上にすること

女性職員・・・取得率100%を維持すること

<対策>

- 令和6年12月～ 各職場における休業者の業務カバーリング体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：育児休業から復職した職員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和6年12月～ 職員聞き取り調査、検討開始
- 令和7年 3月～ メンター選定・メンター研修の実施
- 令和7年 4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知